

復刻版

# みんなの経営ミニ

2023.7.31

## 社会保険料の決定方法

社会保険についての基礎知識を確認しましょう！

毎月給与から控除されている社会保険料ですが、その保険料額がどのように決められているのか、主な3つの決定方法を見ていきます。

### ① 資格取得時決定（資格取得届の提出）

資格取得時決定は社会保険加入時の決定方法となり、ひと月当たりの給与見込額を申告し、その申告額に基づいた保険料が適用されます。

ここで決定された保険料は、途中で昇給・降給がなければ次の定時決定まで変更されません。

### ② 定時決定（算定基礎届の提出）

定時決定では、その年の4～6月に支給された給与の平均額に基づいた保険料が9月分（10月支給給与から控除する社会保険料）から適用されます。

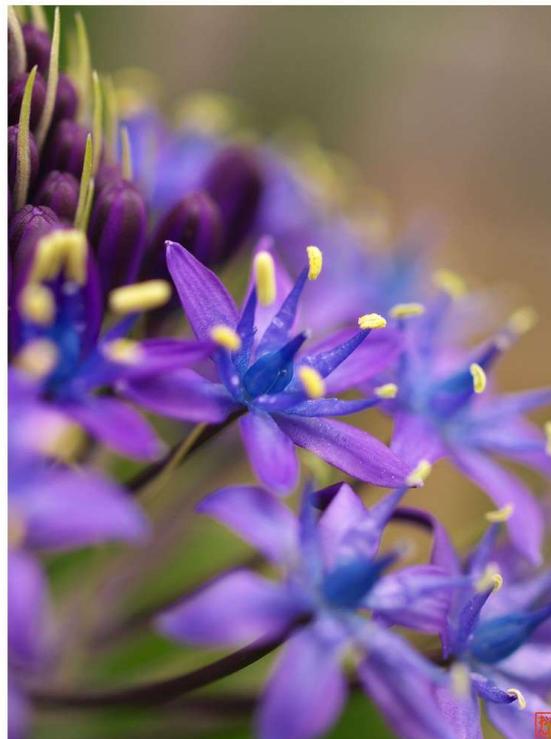
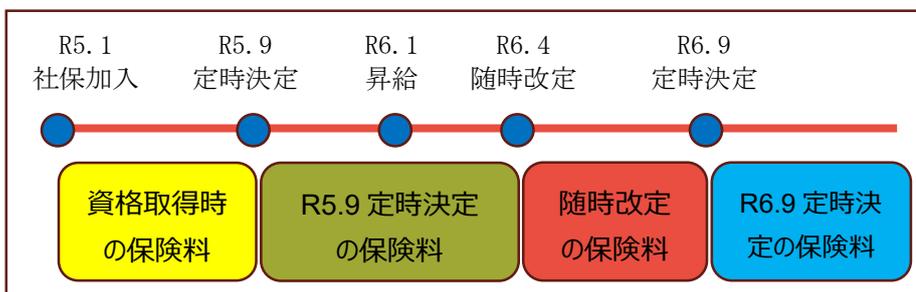
定時決定は毎年行われ、その年ごとの給与に見合った保険料へ見直す手続きとなります。

### ③ 随時改定（月額変更届の提出）

随時改定は、給与に一定額以上の昇給や降給があり、月額報酬が2等級以上の差となる等のその他の要件を満たすとその都度保険料を改定する手続きとなります。

変更された保険料は、昇給・降給後4ヶ月目から適用されます。

※保険料適用のイメージ図



## かわべのこぼれ話

### 算定基礎届について

現在、当事務所では定時決定（算定基礎届）の手続きを実施中でございます。

定時決定で見直された社会保険料は令和5年9月分（10月に支給する給与から控除する保険料）から変更となります。

当事務所で算定基礎届の手続きを行った関与先様につきましては、9月中に変更された保険料のお知らせをお送り致しますので、そのお知らせをご確認の上、10月支給分の給与計算を実施してください。

今号では大きな改正等がなかったため、社会保険に関する豆知識を掲載してみました。

西田労務経営事務所



# 退職時の社会保険料控除に関する豆知識

## 月末退職と月末以外の退職ではどう違うの？

従業員が会社を退職する際、月末に退職するか月末の1日前で退職するかで社会保険料控除の取り扱いが変わるということは聞いたことがあるかと思います。それではどのように変わるのかを見ていきましょう。

まずは原則として、「社会保険の資格喪失日が属する月分は社会保険料がかからない」という決まりがあります。

では、社会保険の資格喪失日はいつなのかというと、退職日や死亡日の翌日となります。

よって、退職日による社会保険料控除の取り扱いは以下ようになります。

### ① 月末退職の場合

⇒翌月1日が資格喪失日となり、退職月の社会保険料がかかる

### ② 月末の1日前退職の場合

⇒月末が資格喪失日となり、退職月の社会保険料はかからない

なお、例外として社会保険加入と同月に資格喪失した場合は1か月分の社会保険料がかかる場合があります。



厳しい暑さが続いておりますが、どうか体調を崩されませんようご自愛ください。

西田労務経営事務所

〒003-0021 札幌市白石区栄通7丁目1-10-305

TEL : 011-598-9203 FAX : 011-598-9206

Mail : sapporo@kyodo-keiei.co.jp

筆者について

川邊 健人 (カワベント)

1992年札幌生まれ

2021年2月西田事務所入社

趣味・特技 スポーツ観戦、将棋

